

エコアクション 21

環境経営レポート

期間：23年06月01日～24年05月31日

1. 環境経営方針	2
2. 事業活動内容等	3
3. 環境経営目標とその実績	5
4. 主要な環境活動計画の内容と取組結果の評価	8
5. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	9
6. 代表者による全体の評価と見直し	11

2024年6月1日

株式会社 レッドゾーン東京支店

1. 環境経営方針

環境経営方針

基本理念

私たち株式会社レッドゾーン東京支店では、事業活動に伴う環境負荷を継続的に低減するとともに、地球環境、地域社会への環境保全及び環境影響に配慮します。

環境行動

1. エコアクション21環境経営システム構築に取り組み、その実施運営において、環境関連法令・条例等を厳守するとともに、地域・業界・顧客の環境保全に関する要求事項に配慮し、環境経営の持続的な改善を進めていきます。
2. 環境経営目標及び環境経営取組計画として下記を重点項目に設定し、必要に応じてその内容を見直し、環境方針に整合した環境経営を 継続的に実施します。
 - 1) 温暖化ガスである二酸化炭素排出量軽減のために電力、燃料等の化石エネルギー使用量を削減し、省エネルギーを推進する。
 - 2) 適正な上水使用を実践し、総排水量の削減を推進する。
 - 3) 廃棄物を徹底的に分別し、廃棄物排出量を削減すると共に有価物のリサイクルを推進する。
 - 4) 製品やサービスを購入する際には、必要性を熟考し環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入致します。
3. ばね製造・販売事業を通じ、環境保全や資源循環型社会構築に貢献するため、エコアクション 21 環境経営の実施状況を「環境活動レポート」等を通して広く内外に報告します。
4. 株式会社レッドゾーン東京支店全職員にこの環境経営方針を周知・徹底し、資源の有効活用に努めます。

令和元年 06 月 01 日

株式会社レッドゾーン東京支店

代表取締役 上野秀二

2. 事業活動内容

①事業所及び代表者名

本社： 株式会社 レッドゾーン 代表取締役社長 上野秀二
東京支店： 株式会社 レッドゾーン
東京部門 支店長 伊藤真一郎
東北部門 支店長 伊藤真一郎

②所在地

本社

〒830-0215

福岡件久留米市諏訪野町1655番地3

東京部門

〒194-0215

東京都町田市小山ヶ丘二丁目2-5

東北部門

〒029-0202

岩手県一関市川崎町薄衣字泉台104

③環境管理責任者及び連絡先

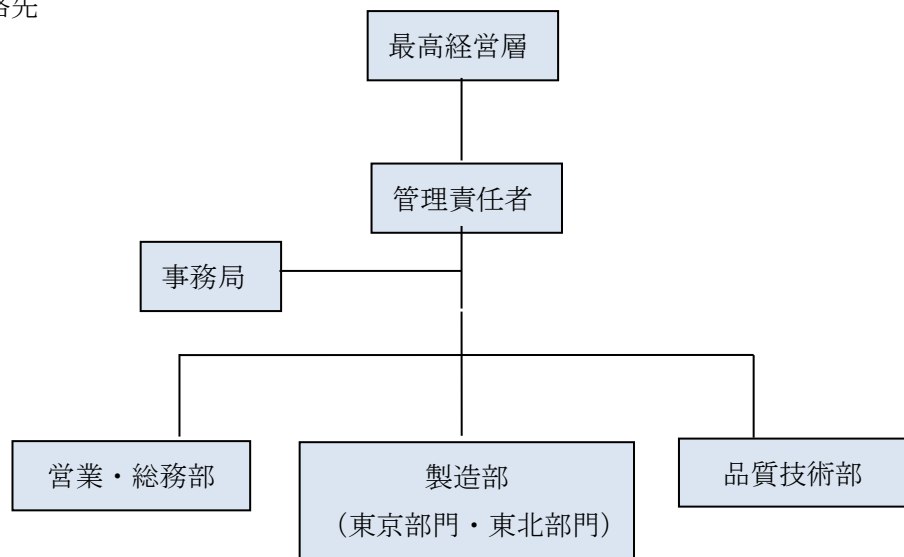
主：梅津 好司

副：岡田 寛大

連絡先

電話 042-798-5511

FAX 042-798-5515



【役割】

最高経営層	①環境方針を制定する。 ②環境目標及び環境活動計画を承認する。 ③環境管理責任者を任命する。 ④環境経営システムの実施・運用の経営資源を確保する。 ⑤環境経営システムの評価と見直しを実施する。 ⑥経営における課題とチャンスの明確化
環境管理責任者	①環境経営システムの構築・実施・改善をする。 ②環境目標・環境活動計画の立案をする。 ③環境活動レポートの作成をする。 ④最高責任者への活動状況を報告する。
EA21 事務局	①環境管理責任者の業務を補佐する。
各部門従業員	①環境方針を理解し、環境活動計画に協力する。 ②環境活動計画を実施し、その結果を環境管理責任者に報告する。

④企業概要

創業 昭和 55 年
 設立 昭和 59 年
 資本金 10,000,000 円
 事業項目 不動産賃貸事業 自動車用懸架装置製造販売
 小物精密細工ばね 圧縮・引張ばね ねじりコイルばね 板ばね
 自動車用サスペンションばね 耐熱ばね スーパーばね（異形線）
 事業の規模 （ばねの製造販売について）

活動規模	単位	
従業員	人	11
東京部門床面積	m ²	863.5
東北部門床面積	m ²	5,416.89

⑤認証組織の対象組織・活動

登録組織名 株式会社レッドゾーン サイト認証
 対象事業所 東京部門
 東北部門（2022 年度に対象組織に追加）
 活動 コイルスプリングの設計・開発及び製造・販売

⑥事業年度

6 月～5 月

3. 環境経営目標とその実績

1. 前期実績

40 期の東京部門の実績は、前年目標値比 1%削減の目標について、達成に至りませんでした。社用車での、協力会社への持ち込み、及び引き取りが増えた為、ガソリンの使用量が増加致しました。

一方で、電力消費量が減少し、CO2 排出量も減少しております。これは、設備の稼働時間を調整したことにより効果がでたと考えられます。

また、水道使用量が、著しく大きい数値となっており、調査が必要であると考えております。

東北部門は、電力、水道使用量は目標達成に至りませんでした。他が大幅に目標を達成しております。

【表－1 東京部門】

名称		単位	基準値 (2022 年度 目標値より)	40 期目標値 (2023 年度目 標値) 前期目標値 比 1%削減	40 実績値 (2023 年度実 績)	評価
温室効果 ガス排出 量の削減	電力消費量	KWh	332,689.5	329,362.61	293,970.0	○
	ガソリン	L	326.12	322.86	329.34	×
	都市ガス	Nm3	9,920.79	9821.58	10,084.0	×
	CO2 排出 削減※1	kg-CO2	194,518.7	192,573.5	174,821.97	○
水道使用 量の削減	水道使用料	m3	867.24	858.57	1,216.0	×
廃棄物廃 棄量の削 減	廃棄物排出 量 ※2	Ton	23.389	23.16	24.655	×
素材利用 率の向上	ロス率 ※3	%	9.67	9.57	11.04	×

※1 電力消費量の CO2 排出係数：

基準値は 0.518-CO2/kWh を使用。(エバーグリーン・マーケティング 2015 年度排出係数)

※2 廃棄物排出量は、再生紙・廃油・粉塵・ドライ粉・廃プラ・鉄くずの合計

※3 ロス率は、ロス重量÷投入材料重量で算出

【表－1 東北部門】

名称		単位	基準値 (2022 年度 目標値より)	40 期目標値 (2023 年度目 標値) 前期目標値 比 1%削減	40 実績値 (2023 年度実 績)	評価
温室効果 ガス排出 量の削減	電力消費量	KWh	75,100.41	74,349.41	77,427.00	×
	ガソリン	L	0	0	0	○
	プロパンガ ス	Nm3	9,122.67	9,031.44	6,361.1	○
	CO2 排出 削減※1	kg-CO2	66,270.04	65,607.34	59,190.49	○
水道使用 量の削減	水道使用料	m3	29.7	29.4	43.0	×
廃棄物廃 棄量の削 減	廃棄物排出 量 ※2	Ton	15.691	15.531	0	○
素材利用 率の向上	ロス率 ※3	%	8.3	8.2	6.01	○

※1 電力消費量の CO2 排出係数：

基準値は 0.518-CO2/kWh を使用。(エバーグリーン・マーケティング 2015 年度排出係数)

※2 廃棄物排出量は、再生紙・廃油・粉塵・ダライ粉・廃プラ・鉄くずの合計

※3 ロス率は、ロス重量÷投入材料重量で算出

2. 目標設定

38 実績を基準として 1%減、中長期目標としては、それぞれ前期目標値の 1%減を目標と致しました。

また、東北部門を対象組織に追加し、東京部門と同じ様に目標値を定めました。

【表－2 東京部門】

名称		単位	基準値 38 期実績 (2021 年度)	短期目標 39 期 (2022 年度) 基準値比 1%削減	中長期目標 40 期 (2023 年度) 前年目標値 比 1%削減	長期目標 41 期 (2024 年度) 前年目標値 比 1 %削減	長期目標 42 期 (2025 年度) 前年目標 値 比 1 %削減
温室効果 ガス排出 量の削減	電力消費量	KWh	336,050.0	332,689.5	329,362.61	326,068.98	322,808.29
	ガソリン	L	329.41	326.12	322.86	319.63	316.43
	都市ガス	kg	10,021.0	9,920.79	9821.58	9723.37	9626.13
	CO2 排出 削減 ※1	kg-CO2	196.483.5	194,518.7	192,573.5	190,647.8	188,741.3
水道使用 量の削減	水道使用料 の削減	M3	876.0	867.24	858.57	849.98	841.48
廃棄物廃 棄量の削 減	廃棄物排出 量の削減 ※2	t	23.625	23.389	23.16	22.93	22.70
素材利用 率の向上	ロス率 ※3	%	9.77	9.67	9.57	9.47	9.38

【表－２ 東北部門】

名称		単位	基準値 38 期実績 (2021 年度)	短期目標 39 期 (2022 年度) 基準値比 1%削減	中長期目標 40 期 (2023 年度) 前年目標値 比 1%削減	長期目標 41 期 (2024 年度) 前年目標値 比 1 %削減	長期目標 42 期 (2025 年度) 前年目標 値 比 1 %削減
温室効果 ガス排出 量の削減	電力消費量	KWh	75,859.0	75,100.41	74,349.41	73,605.92	72,869.86
	ガソリン	L	0	0	0	0	0
	プロパン ガス	Kg	9,214.82	9,122.67	9,031.44	8,941.13	8,851.72
	CO2 排出 削減 ※1	kg-CO2	66,939.43	66,270.04	65,607.34	64,951.27	64,301.76
水道使用 量の削減	水道使用料 の削減	M3	30	29.7	29.4	29.1	28.8
廃棄物廃 棄量の削 減	廃棄物排出 量の削減 ※2	t	15.849	15.691	15.531	15.376	15.222
素材利用 率の向上	ロス率 ※3	%	8.4	8.3	8.2	8.1	8.0

※1 電力消費量の CO2 排出係数：

基準値は 0.518-CO2/kWh を使用。(エバーグリーン・マーケティング 2015 年度排出係数)

※2 廃棄物排出量は、再生紙・廃油・粉塵・ダライ粉・廃プラ・鉄くずの合計

※3 ロス率は、ロス重量÷投入材料重量で算出

4. 主要な環境経営活動計画の内容と取組結果の評価

【表－3】目標達成の為の本年度及び次年度以降の取組み事項

環境目標		取組事項	取組み事項評価と次年度の取組み	
二酸化炭素排出量の削減	電力使用量の削減	①従業員教育 ②事務所内の空調使用制限 ③照明の適正利用推進(使用制限) ④工場設備及び事務機器の適正使用(使用制限) ⑤階段利用の推進（エレベーター使用制限） ⑥工場設備の日常点検の徹底	東京 ○	デマンド活用。 工場設備の日常点検を徹底する。
			東北 ○	
	ガソリン使用量の削減	①従業員教育 ②社用車のエコドライブの推進（チェック表）	東京 ○	コロナの影響で対面活動が減っている影響もあるが、引き続き、エコドライブに努める。
			東北 ○	
水道使用料の削減	水道使用料の削減	①従業員教育 ②手洗い時の節水	東京 ○	手洗い場に節水掲示と、朝礼等での呼びかけで効果を得たので、今後も継続実行が必要
			東北 ○	
廃棄物排出量の削減	廃棄物排出量の削減	①従業員教育 ②裏紙使用の推進 ③FAX データの取り込み ④廃棄物の分別の徹底 ⑤通い箱の活用による段ボール使用の削減	東京 ○	裏紙使用や、廃棄の分別が徹底された。今後も継続実行が必要
			東京 ○	
素材利用の向上	材料ロス率の削減	①業員教育 ②巻工程の段取り改善	東北 ○	巻工程での段取り改善によりロスを減らし、素材の有効利用を推進
			東北 ○	

5．環境関連法規への違反、訴訟等の有無

弊社に適応される環境関連法規に遵守されていることを確認いたしました。

また、過去において、環境関連法規について法律違反は一切ありません。

詳細を遵守状況一覧に記載しました。

環境法規制及びその他の要求事項一覧表
(区域の区分;準工業地域)

承認	作成
	

法律名称	工場に適用する規制基準		適用				理由	改正確認	遵守状況 東京	遵守状況 東北
			総務	営業	製造	品質				
騒音規制法	(1)対象指定地域 ①都道府県知事指定 (2)対象指定地域施設 ①特定施設11種類指定 (3)特定工場適用条件 ①製造業で、「機械プレス」「鍛造機」を設置する工場	(4)対象施設ありの場合 ①設置等の事前届出(30日前) (5)特定工場適用の場合 ①公害防止管理者等選任と届出 ②騒音許容限度の遵守(騒音の測定義務はなし)	-	-	○	-	(1)対象施設:空気圧縮機:2台(原動機定格出力=7.5KW以上) ・設置等の事前届出 (2)特定工場適用施設該当なし	法:28.04.01 令:27.08.01 則:03.04.01		
振動規制法	(1)対象指定地域 ①都道府県知事指定 (2)対象指定地域施設 ①特定施設11種類指定 (3)特定工場適用条件 ①製造業で、「機械プレス」「鍛造機」を設置する工場	(4)対象施設ありの場合 ①設置等の事前届出(30日前) (5)特定工場適用の場合 ①公害防止管理者等選任と届出 ②振動許容限度の遵守(振動の測定義務はなし)	-	-	○	-	(1)対象施設:空気圧縮機:2台(原動機定格出力=7.5KW以上) ・設置等の事前届出 (2)特定工場適用施設該当なし	法:28.04.01 令:27.08.01 則:03.04.01		
廃棄物の処理及び清掃に関する法	(1)廃棄物の分類 ①産業廃棄物:20種類 ②特別管理産業廃棄物:6種類 ・燃えやすい廃油(引火点70℃以下) ・特別管理産業廃棄物 管理責任者を置く。 (2)廃棄物管理 ①処理:発生から最終処分終了まで適正処理が行われる様必要な処置をする。(マニフェスト管理の徹底) ②保管: ・飛散、流出、地下浸透しないようにする。	・周囲に囲いを設け、掲示板を設ける。(60×60cm) ・掲示板の内容(種類、管理者・連絡先) ③委託: ・運搬・処分は許可を受けたもの ・委託契約締結(有効期限、添付書類、種類、価格等)したもの ・委託契約締結(有効期限、添付書類、種類、価格等) ④産業廃棄物管理表(マニフェスト) ・廃棄物排出事業者は、廃棄物の引渡し時に受領した業者にマニフェストを交付	○	○	○	○	(1)特別管理産業廃棄物該当なし (2)廃棄物管理 ・マニフェストの交付 (3)保管 ・倉庫等及び掲示板設置(工場全体) (4)委託 ・委託業者との契約運用 (5)その他 ・多量に廃棄物を排出する場合は、削減化計画を行政に提出必要 基準: 産業廃棄物:1000t/年以上 特別産業廃棄物:50t/年以上 交付状況等報告書	法:02.04.01 令:02.04.01 則:03.08.04		
消防法	危険物 発火性・引火性の高い危険物 第2条 第10条 第11条の4 第1条の11 (指定可燃物) 指定数量 ・火災予防条例		-	-	○	○	少量危険物届出 重油4,000Lに対し当社3,000L 危険物指定数量 危険物 1日の最大貯蔵取扱量 規定数量の1/5以下で指定外 指定可燃物 保有数量が指定数量以下である	法:03.09.01 令:04.04.01 則:02.12.25		
労働安全衛生法	(1)人の健康に関するもの ①有機溶剤中毒予防規則 ②鉛中毒予防規則 ③四アルキル鉛中毒予防規則 ④特定化学物質等障害予防規則 ⑤粉塵障害防止規則 ⑥化学物質等への危険有害性等の表示に関する指針「材料安全データシート(MSDS)」に対する規制	(2)一般的な対策 ①危険防止措置(機械等) ②健康障害防止措置 ③作業場等の安全 ④労働災害防止のための必要な措置 ⑤安全教育の実施 ⑥MSDSの入手、内容者に徹底 (3)有機溶剤に対する規制 ①容器にに表示 ②作業主任者を置く	-	-	○	-	有機溶剤使用の該当あり ・一般名対策及び有機溶剤使用に対する規制	法:02.04.01 令:04.03.01 則:04.05.31		
高圧ガス保安法	(1)対象高圧ガス ①圧縮ガス ②圧縮アセチレンガス ③液化ガス ④液化シアン化水素、ブロムメチル (2)特定高圧ガス(13種) (3)第1種ガス(4種)	(4)消費 ①高圧ガスを高圧ガスでない状態にし、そのガスを使用することである。	-	-	○	-	圧縮アセチレンガス該当あり ・自主保安 容器、充填、保管管理等は、供給業者に徹底させる。	法:04.06.22 令:03.10.27 則:03.04.01		
家電リサイクル法	(1)対象商品 ①エアコン ②洗濯機 ③テレビ ④冷蔵庫	(2)対象製品がある場合 ①廃棄時、買い替え時に販売店に引渡す。 ②収集・運搬・再商品化(リサイクル)料金を支払う。	○	○	○	○	対象商品(平成14年7月現在) エアコン3台、洗濯機1台 テレビ1台、冷蔵庫2台 ・廃棄時・買い替え時に販売店に引き渡す。	法:02.04.01 令:01.12.14 則:01.12.14		
フロン排出抑制法	(1)対象物質 ①フロン類(CFC・HCFC・HFC) (2)対象製品 ①業務用冷凍空調機器 ②業務用冷蔵庫機器	(3)対象物質・製品がある場合 ①簡易点検の実施 ②点検・整備の記録作成・保存 ③製品廃棄時フロン類を登録回収業者に引き渡す。 ④特定第一種指定化学物質:0.5t/年以上報告 (4)排出量及び移動量把握 ①排出量および移動量を把握、規制以上使用の場合は、都道府県知事経由国へ報告 ②対象工程 ①製品製造工程のみ	○	○	○	-	対象物質・製品該当あり ①エアコン:4台 ・製品廃棄時にフロン類を登録回収業者に引き渡す。	法:02.04.01 令:02.04.01 則:02.04.01		
PRTR法	(1)対象物質 ①第一種指定化学物質・別紙(515物質) ②第二種指定化学物質・別紙(134物質) (2)都道府県知事経由国へ報告 ①第一種指定化学物質:1t/年以上報告 5t以上/年の積りがある。		-	-	○	-	対象化学物質なし ・排出量及び移動量を把握し、規制以上使用の場合は、都道府県知事経由国へ報告	法:27.08.01 令:01.12.16 則:04.03.31		
浄化槽法	浄化槽維持管理点検(保守点検) 浄化槽法第11条検査(年次)	清掃 12回/年)			○		・東北工場に設置あり			

6．代表者による全体の評価と見直し

(評価)

2022 年度より新たに、東北部門も対象組織に追加致しました。 東京工場同様、目標達成に向けて取り組んでいきます。

コロナは終息しましたが、工業団地内の行事は、コロナ前と同様とはならない状況。

今後もレッドゾーン東京支店として地域との関りを大切にしながら発展に努めます。